



平成24年(行ウ)第33号 補助金交付決定取消(住民訴訟)請求事件

平成24年(行ウ)第63号 補助金交付決定取消(住民訴訟)請求事件

原告 長瀬猛

被告 神戸市、神戸市長

準備書面 1

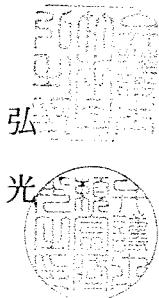
神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

平成24年9月28日

被告神戸市、神戸市長

訴訟代理人弁護士 竹本昌

同 弁護士 賴富隆



第1 訴え変更後の請求の趣旨に対する答弁

1 本案前の答弁

本件訴えをすべて却下する。

訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

2 本案の答弁

原告の請求をすべて棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 訴えの変更後の請求の趣旨 1項にかかる請求について

請求の趣旨1項は平成23年度神戸市外国人学校助成金に係る助成金の交付決定の取消を求めるものであり、地方自治法242条の2第1項2号にもとづくいわゆる2号請求である。

2号請求については行政処分が存在することが要件であるが、答弁書でも

述べたように、本件助成金交付決定は、神戸市外国人学校助成金交付要綱(以下「本件要綱」という。)により行われているが、この要綱は神戸市の事務執行上の内部的な定めであり、対象者にこれを請求する権利を与え又は市長にこれを義務付けているものではない。したがって、行政処分にあたらず、取消を求められないので不適法である。

これに対し、原告は最高裁平成15年9月4日判決を引用して、本件要綱に基づく神戸市長の助成金の支給又は不支給の決定も取消を求められる行政処分であると主張する。

しかしながら、本件要綱は、法律や条例から委任を受けて置かれたものではない。神戸市が自らの事務処理上の内部規則として定めたものである。内容的にも、要綱には助成金交付の実体上の要件や助成金額も定めてはおらず、不服申立てを認める規定も置いていない。このことからすると、給付行政の中でも法令等が特に補助金の交付決定に処分性を与えたものとは認められないで、平成15年9月4日の最高裁判決と同様に解することはできない。

2 訴えの変更後の請求の趣旨2項にかかる請求について

請求の趣旨2項は、平成24年度以降の学校法人兵庫朝鮮学園に対する助成金の交付の差し止めを求めるものであり地方自治法242条の2第1項1号に基づくものでありいわゆる1号請求である。

(1) 住民訴訟を提起するには監査請求を前置する必要があるところ、本件監査請求(甲1号証の1)は平成23年度の本件交付決定を取り消すというものであり、平成24年度以降の交付決定の差止めや平成23年度の本件交付決定に係る損害賠償請求又は不当利得返還請求をも合わせて対象としていると解する余地はないから、請求の趣旨2項の請求と同一であるとはいはず、請求の趣旨2項については、監査請求を経ているとはいえない(平成11年1月28日名古屋高裁判決・判例タイムズ1027号13

6頁、判例地方自治207号53頁参照)。

(2) 訴えの変更は、変更後の新請求については新たな訴えの提起にほかならないから、右訴えにつき出訴期間の制限がある場合には、右出訴期間の遵守の有無は、右訴えの変更の時を基準としてこれを決するのが原則である(最三判昭和26年10月16日民集5・11・583)。

仮に(1)において監査前置を経ていると解したとしても、本件訴えの変更の申立てがなされたのは平成24年8月4日であり、原告が監査結果の通知を平成24年4月3日に受けてから出訴期間である30日を経過しているので本件請求は不適法である。

ところで、訴え変更前後の請求間に訴訟物の同一性が認められるとき、又は両者の間に存する関係から、変更後の新請求に係る訴えを当初の訴えの提起の時に提起されたものと同視し、出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべき特段の事情がある場合には許されると解されている(最高裁判決昭和61年2月24日)。

しかしながら、請求の趣旨1項は平成23年度の助成金交付決定の取り消しを求めるものであり、請求の趣旨2項は平成24年度以降の助成金交付の差し止めを求めるものであるから訴訟物を異にするのはいうまでもないところであり、これを認めるといつまででも差止請求を追加できるということになり出訴期間の遵守により地方公共団体の財務行為の法的安定性を図った趣旨が没却される。また、前記最高裁昭和61年2月24日判決の事案では、変更前の一時利用地の指定処分の取消しの訴え提起の時点では換地処分はまだなされていないから、その時点で変更後の換地処分の取消の訴えを提起することが不可能であったという事情があるが、本件の変更後の請求の趣旨2項については、(仮に前記(1)及び後記(3)での当方の主張にかかわらずそれらで指摘する要件を満たしているとすれば、)原告は差止めの対象である助成金(補助金)の交付制度の存在を知っており

(甲1号証の1・4頁7行目)、また、神戸市においては情報公開条例に基づく情報公開制度が存していること、本件訴訟が法律の専門家である弁護士を代理人として提起されたこと等からしても、当初の訴え提起の時点で提起することは可能であったから、「特段の事情」があるとは認められない。

(3) 1号請求については、当該行為がなされることが相当の確実さを以て予想される場合でなければならない（名古屋地判昭和60年9月20日判例タイムズ596号ほか）。

平成24年度の助成金については予算化されており、蓋然性は認められるもののそれ以降の年度の助成金については予算も決まっておらず、蓋然性があるとは言えないのでかかる不確実な将来の行為の差止請求は不適法といわねばならない。

3 訴えの変更後の請求の趣旨3項にかかる請求について

請求の趣旨3項は、神戸市長個人に対し損害賠償請求をするように求めるもので、地方自治法242条の2第1項4号に基づくいわゆる4号請求である。

これも前2(1)及び(2)と同じく、監査請求を前置しておらず、また、出訴期間を経過しており、不適法である。同じ理由により出訴期間を経過していても救済される「特段の事情」がある場合には該当しない。

原告は代位請求であったものが、地方自治法の平成14年改正により一種の義務付け請求になったことで被告が当該職員でなく、執行機関とされたことなどから出訴期間の遵守に欠けるところがないなどと主張する。

しかし、原告摘示の裁判例（東京地裁昭和61年3月30日判決。甲6号証）は、変更前の訴えの被告と変更後の訴えの被告とが実質的にも同一性を欠いているから「特段の事情」がないとされたものであるが、両者が実質的

にも同一であるなら「特段の事情」があるという論理にはならない。本件変更後の請求の趣旨3項は学校法人兵庫朝鮮学園及び神戸市長個人に対し1429万3000円を支払うように請求すべきことを内容とするものであり、同学園や神戸市長個人が不当利得返還や損害賠償請求に応じなければならぬ立場にあるかどうかが審判の対象となるものであり、助成金交付決定の取消訴訟とは訴訟物も異なり、審理の対象も当然に異なる。神戸市長が敗訴すれば、当該相手方に損害賠償請求をしなければならないので、地方自治法242条の2第7項は訴訟告知をすべきことを規定している。すなわち、4号請求の相手方とされるかどうかは当該相手方にとって重大な利害関係を持つことであり、出訴期間が遵守されているかどうかは当該相手方らの地位にも影響を与えることである。平成14年改正によって、代位請求から一種の義務付け請求に変更されたからといって安易に出訴期間の徒過を救済することを認めれば、当該相手方らの法的立場が不安定なものとなってしまう。従って、出訴期間の遵守による法的安定性は重視されなければならない。また、上記2(2)で述べた諸事情からすれば、本件訴え変更を当初の訴えと同視すべき「特段の事情」は認められない。

第3 本件助成金の交付について

1 学校法人兵庫朝鮮学園

学校法人兵庫朝鮮学園(以下「兵庫朝鮮学園」という。)は、私立学校法64条第4項の規定に基づく専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人(準学校法人)である。兵庫朝鮮学園は、兵庫県の認可を受けており、学校教育法134条に定める「各種学校」にあたる朝鮮学校を神戸市内に3校、県内他都市に休校中の1校を含む4校、計7校を設置し運営している。神戸市内にある朝鮮学校は西神戸朝鮮初級学校、神戸朝鮮初中級学校、神戸朝鮮高級学校の3校である。

2 朝鮮学園に対する助成

- (1) 神戸市は「神戸市外国人学校助成金交付要綱」(本件要綱)に基づいて神戸市外国人学校に対して助成金を支給している。本件要綱(乙2の1～10)により、神戸市では市内の外国人学校に対して、学校の施設整備、整備充実、教職員の研修事業、教材購入及び交流事業など外国人学校における学校教育の目的を達成するために必要となる経費を助成の対象とし、予算の範囲内で所管局長が配分基準を定めて助成金の額を決めており、対象の学校法人から交付申請を受けて、支給することとしている。助成を受けた学校法人は年度内に事業を実施し、翌年度5月31日までに事業報告を行うこととなっており、要綱違反があったときや虚偽又は不正の方法により補助を受けた時などは助成金を返還させることができることとなっていいる。
- (2) 兵庫朝鮮学園に対する平成23年度の助成金は1429万3000円であり、平成24年3月14日に交付を決定し、同年3月30日に支給した。
- (3) 神戸市は、兵庫朝鮮学園以外の外国人学校へも同様の助成金を支給しており、平成23年度の状況は次のとおりである。

兵庫朝鮮学園	1429万3000円
神戸中華同文学校	1165万5000円
カネディアン・アカデミイ	1243万9000円
マリスト国際学校	509万4000円
聖ミカエル国際学校	294万2000円
神戸ドイツ学院	156万7000円

- (4) 外国人学校対象の助成金の平成24年度の予算は4800万円として、議会の承認を得ており、兵庫朝鮮学園からは本年5月22日に本年度分の交付申請書の提出があり、これを受理している。

第4 本件の争点について

1 憲法 8 9 条違反

原告は、兵庫県朝鮮学園は公の支配に服しておらず本件助成金の交付は憲法 8 9 条に違反すると主張する。

しかしながら、兵庫朝鮮学園は私立学校法 6 4 条第 4 項の規定に基づく準学校法人であり、同学園が運営する神戸市内の 3 つの朝鮮学校は学校教育法 1 3 4 条の規定に基づく各種学校である。私立学校法は、学校施設の及び設備、役員の選任、解散について規定を設けるとともに、法令違反があった場合に解散を命じることができる旨を定めている。また、学校教育法は、学校の設置、廃止、校長及び教員の欠格事由につき規定を設けるとともに、法令等に違反した場合には閉鎖を命令することができる旨を定めている。

兵庫県朝鮮学園及び同学園が運営する朝鮮学校は、私立学校法 6 4 条第 6 項に基づく学校法人の認可、並びに学校教育法 1 3 4 条第 2 項に基づく各種学校の認可を兵庫県より受けており、私立学校法及び学校教育法の適用を受ける。従って公の利益に沿わない場合にこれを是正し得る途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうるということができるから、憲法 8 9 条後段が規定する公の支配が及んでおり、憲法 8 9 条違反とはならない（同旨千葉地裁平成 21 年 4 月 24 日判決、千葉地裁平成 23 年 7 月 19 日判決、浅尾慶一郎衆議院議員から内閣総理大臣に提出された「外国人学校に関する再質問主意書」に対する平成 22 年 5 月 22 日付発出の政府答弁）

2 地方自治法 2 3 2 条の 2 違反

原告は、本件助成金の交付は地方自治法 2 3 2 条の 2 の公益上の必要性の判断を誤っており裁量権の逸脱又は濫用であり違法であると主張する。

地方自治法 2 3 2 条の 2 は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定めており、

公益上必要かどうかの判断は当該地方公共団体の地理的・社会的・経済的状況及び各種の行政施策のあり方など諸般の事情を総合的に考量した上で政策的判断を要するものであるから地方公共団体の長に一定の裁量権があり、裁量権の逸脱や濫用があったと認められる場合には当該補助金の交付は違法となる。

神戸市は、本件要綱を置いて外国人学校に対して助成金を交付しているが、これは、外国人学校が市内に居住する外国人の子弟教育の一翼を担つており、地域住民や日本人学校との交流を通じて、市民の国際理解の促進に寄与していること、欧米系の学校等については外資系企業を誘致する上で大きなインセンティブにもなっていることから、神戸市にとって重要な社会基盤施設と考えているためである。

兵庫朝鮮学園は、その寄付行為において「教育基本法及び学校教育法に従い私立各種学校を設置し、在日同胞子女に対する民族教育を行い、在日同胞社会、日本をはじめとする国際社会に活躍しうる人材を育成することを目的とする。」（乙4　兵庫朝鮮学園寄付行為）と定めており、各朝鮮学校の学則には、学校教育法に基づいて初等・中等・高等の普通教育を施すことを目的とし、その教育課程として国語、日本語、算数又は数学、理科、社会、英語などの科目が定められている（乙5の1～4　兵庫朝鮮学園の学則）。また高級学校の卒業生に対しては、ほぼ全ての大学で受験資格が認められており、これらを勘案すると他の私立学校と同様に、初等・中等・高等教育を行う施設として取り扱うことが適当である。私立学校振興助成法16条で準学校法人に準用される同法10条においても、地方公共団体が学校法人に対して補助金を支出することができると規定されている。

朝鮮学校各校では、音楽や舞踊、スポーツなどで市内の学校と交流を行ったり、学園祭等の行事を地域住民に開放するなど地域との交流をすすめしており、市民の国際理解の推進にも寄与しているため、本件助成金の交付

に公益性が存することは明らかで、違法な裁量権の逸脱や濫用にはあたら
ない。

3 教育基本法14条第2項違反

教育基本法14条第2項は「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、
又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」
としている。ここで法律に定める学校と言うのは教育基本法6条に規定が
あり、学校教育法1条で規定されている学校をさし、兵庫朝鮮学園が運営
する朝鮮学校のような各種学校を含まない。よって、兵庫朝鮮学園には教
育基本法14条第2項の適用がないので同法違反を云々することはできな
い。

4 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律 (いわゆる北朝鮮人権侵害問題対処法) 違反

北朝鮮人権侵害問題対処法は、拉致問題の解決を国の責務とし、地方公
共団体も「国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵
害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。」としており、
神戸市においても啓発週間に合わせ毎年拉致問題についてのパネル展を開
催しているほか、庁舎への横断幕の設置、広報誌の記事掲載などによる啓
発活動を続けている。

原告は、本件助成金の交付により朝鮮総連を迂回して北朝鮮の支援とな
る、拉致問題解決のための経済制裁の実効性を虚しくするなどと主張し、
北朝鮮人権侵害問題対処法に違反するというが、同法は前記のとおり地方
公共団体に国民世論の啓発を図るよう努めることを求めるものであり、そ
れ以上の具体的な義務や禁止を言うものではなく、飛躍した論理と言わざ
るを得ない。

以上